資料1-1

恵庭市地域防災計画（水防計画）修正方針（案）

1. 修正の基本方針

令和 8 年 7 月に公表された国の防災基本計画の修正内容を本市の計画へ反映させ、激甚化・頻発化する自然災害や複合的な危機事態に対して、防災対策の充実・強化を図ることを目的とする。

国の主な変更点（1）～（4）を本市各計画にも位置づけ、（5）及び（6）の市独自修正も合わせて行い、実効性の高い地域防災計画とする。

（1）国民保護の視点

自然災害のほか、武力攻撃事態等が発生した場合を想定した国民保護計画との連携・整合。

（2）避難所のバリアフリー化と環境向上

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が安全かつ安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所等の優先開設する避難所のバリアフリー化や、熱中症や防寒を想定した備蓄を推進し、ハード・ソフト両面からの環境整備。

（3）罹災証明コーディネーターの活用

発災後の生活再建の要となる罹災証明書の迅速な交付に向け、「罹災証明コーディネーター登録制度」を活用した外部人材の受援体制を構築。

（4）新たな気象情報の運用開始

国や気象庁による新たな気象情報の運用開始に伴い、市からの避難情報の発令基準や情報伝達経路等について、最新の定義への修正。

（5）非常配備体制の整理（市独自修正）

現行の組織体制及び新たな防災気象情報の発令に即した配備体制の見直し。

（6）防災まちづくり（ハード整備）の視点（市独自修正）

激甚化・頻発化する自然災害や複合的な危機事態を想定し、防災拠点機能を有するハード整備を行うことで、災害に強いまちづくりを進めます。

※（4）及び（5）の新たな防災気象情報の運用開始に関連する項目は、令和8年度の防災会議において修正案に承認をもらい、その他は北海道の防災計画の修正等を踏まえて検討を進めることとする。

2. 国の防災基本計画修正内容と恵庭市各計画への影響箇所一覧表

※別添資料参照